

2026年度
(令和8年度)

市民税
市 民 税
森 林 環 境 税

特別徴収のしおり

異動届出書について ●税額が0円の人も必ず提出してください。
●普通徴収に切替える場合、必ず「異動の事由」欄を記載してください。記載がない場合、普通徴収へ切り替えできません。

提出書類 おもな手続き		異動届出書 (P.24~25)	所在地・名称等 変更届出書 (P.22)	特別徴収 切替依頼書 (P.23)	注 意 事 項
従 業 員	就職 / 復職			○ (記載例P.10)	特別徴収切替依頼書をご提出いただくか、市民税課宛に電話でご連絡ください。 (切替依頼書をご提出の場合、電話連絡は不要です。) 連絡をいただいた際にお尋ねすること ●事業所の指定番号(納入書や特別徴収税額の通知書に記載してあります) ●特別徴収を開始する人の名前・住所・生年月日 ●特別徴収を開始する月
	退職	○ (記載例P.11~12)			
	転勤 または他社への転職等	○ (記載例P.13)			
	休職	○ (記載例P.11~12)			復職されたときは、特別徴収切替依頼書をご提出いただくか、市民税課宛に電話でご連絡ください。 ご提出又はご連絡がない場合は翌年度普通徴収になる場合があります。
事 業 所	所在地/名称/ 書類の送付先の変更		○		
	合 併	被合併	○	○	異動届出書については合併先へ転勤した内容で従業員全員のものがが必要です。
		対等合併で新会社設立	○	○	異動届出書については新会社へ転勤した内容で従業員全員のものがが必要です。
	経理事務の一本化	○	○	現在、本店・支店等で個々に指定番号を持ち、それぞれで特別徴収事務を行っている事業所が、経理事務の一本化により指定番号を1つにするよう希望される場合、所在地・名称変更届出書の他に、経理事務を行う事業所へ転勤する内容で従業員全員の異動届出書の提出が必要です。	
	個人事業主の法人化	○	○	異動届出書は法人へ転勤した内容で従業員全員のものがが必要です。 所在地・名称等変更届出書の変更理由は「5. その他」に「法人成」と記入してください。	
会社解散 個人事業の廃止も含む	○			異動届出書は、退職時(場合により転勤または一括徴収等)と同様の記載をして異動の理由の欄を「6. 解散」とし、従業員全員のものを提出してください。	
納入する金額が変更になった場合		—	—	—	P.14~17の記載例を参考に納入書の金額を訂正して使用してください。

各書類の提出先(郵送でも構いません)及び問い合わせ先

福山市役所 市民税課 〒720-8501 福山市東桜町3番5号

TEL 084-928-1021、1020、1265、1269 ホームページ <https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>

目 次

- 個人番号（マイナンバー）の取扱いについて P. 1
- 2026年度（令和8年度）給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収の取扱いについて . P. 2
 - 1 送付書類 P. 2
 - 2 徴収方法 P. 2
 - 3 納入方法と納入場所 P. 2
 - 4 従業員に異動（退職、転勤や他社等への転職、休職等）があった場合 P. 3
 - 5 就職や復職等により普通徴収から特別徴収へ切り替える場合 P. 5
 - 6 事業主の名称や所在地などに変更があった場合 P. 5
 - 7 納期の特例 P. 5
 - 8 2026年度（令和8年度）からの変更点について P. 6
- 退職所得に対する市民税・県民税の特別徴収及び納入について P. 7
- 特別徴収切替依頼書の記載例 P. 10
- 給与所得者異動届出書の記載例① 退職等で普通徴収へ切り替える場合 P. 11
- 給与所得者異動届出書の記載例② 退職時等に未徴収税額を一度に差引く場合 P. 12
- 給与所得者異動届出書の記載例③ 転勤等により新しい事業所で特別徴収を継続する場合 P. 13
- 納入書の記載例① 納入金額が変更になった場合 P. 14
- 納入書の記載例② 退職所得分の納入がある場合 P. 15
- 納入書の記載例③ 予備の納入書で納入する場合 P. 17
- 退職所得分 市民税 県民税 納入申告書（個人事業主用） P. 18
- ゆうちょ銀行・郵便局の指定通知書 P. 19
- 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書 P. 20
- 特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書 P. 22
- 特別徴収切替依頼書 P. 23
- 給与所得者異動届出書 P. 24

市民税・県民税・森林環境税の課税のしくみについては福山市のホームページをご覧ください

トップページ > 担当部署で探す > 企画財政局 市民税課 > 課税のしくみ 個人市民税について
トップページ > テーマでさがす 税金 > 市・県民税（住民税）の一覧を見る > 基本情報 個人市民税について

特別徴収義務者様

福山市長

2026年度（令和8年度）
給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収事務につきましては、平素から格別なご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本年度の市民税・県民税・森林環境税につきまして、地方税法第41条、第319条及び第321条の4第1項並びに福山市税条例第38条の規定により、貴事業所を特別徴収義務者に指定させていただき、関係書類を同封のうえ送付いたします。ご多用中、誠にお手数とは存じますが、格別のご配慮とご協力をお願い申し上げます。

個人番号（マイナンバー）の取扱いについて

1 「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」への個人番号（マイナンバー）の記載について

地方税法施行規則により、「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」には、電子情報処理組織（e L T A X）により提供する場合には個人番号を記載し、書面により送付する場合には当面個人番号を記載しないこととなっています。

また、従業員に渡していただく「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」には、電子・書面ともに個人番号は記載していません。

2 安全管理措置について

マイナンバーが記載されている書類等につきまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の定めるところにより、適切に管理していただきますようお願いします。

なお、安全管理につきましては、個人情報保護委員会が具体的なガイドラインを定めていますのでご参照ください。

個人情報保護委員会ホームページ <https://www.ppc.go.jp/> > マイナンバー法 > ガイドライン > 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン

3 個人番号の利用目的について

(1) 特別徴収義務者は、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、かつそれを本人に通知又は公表する必要があります。

また、当該特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱うことはできません。

(2) 特別徴収義務者において、個人番号の利用目的を、個人番号関係事務（給与支払報告書作成事務など）の範囲で特定し、本人に通知又は公表している場合は、電子情報処理組織（e L T A X）により提供する税額通知書に記載された従業員等の個人番号を、特定した個人番号関係事務の範囲内で利用することができます。

なお、個人番号の利用目的を特定して本人に通知又は公表するにあたり、個人番号の取得経路を「本人から」に限定している場合は、別途「税額通知から取得した個人番号も個人番号関係事務に利用する」ことについて、改めて本人に通知又は公表する必要があります（本人の同意は必要ありません）、その後、税額通知書により通知された個人番号を該当個人番号関係事務で利用することができます。

4 特別徴収義務者の個人番号の収集について

個人番号の収集ができていない従業員等については、引き続き個人番号の収集に努めていただくようお願いします。

●番号法第6条 個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2026年度（令和8年度）給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収の取扱いについて

1 送付書類

特別徴収税額の決定・変更通知書 (特別徴収義務者用)	納税義務者（以下「従業員」という）全員の特別徴収税額を記載しています。 特別徴収義務者（以下「事業主」という）で保管してご利用ください。
特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)	各従業員に特別徴収税額を通知するためのもので、個人情報の観点から圧着マスキングしています。 切り離して、名前等を確認のうえ、お間違えのないよう速やかに各従業員にお渡しください。
納入書	各従業員の給与等から徴収していただいた特別徴収税額を納入する際にご使用ください。 納入書が同封されていない場合、必要であれば発行いたしますので市民税課までご連絡ください。 【お願い】 納入書は原則、給与支払報告書の提出時に総括表に記載された「納入書の送付」の項目に基づいて同封しています。納付の際に納入書を使用される場合は、次回以降提出される総括表の「納入書の送付」の項目の「不要」に○をしな い ようお願いします。
特別徴収のしおり	この冊子です。 特別徴収に関する事務の取扱いの説明の他、給与所得者異動届出書をはじめ、特別徴収の手続きに必要な書類一式が含まれていますので1年間保管して必要に応じてご利用ください。

2 徴収方法

特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）に各従業員の月割の納付額を記載していますので、毎月従業員に支給する給与から徴収してください。※年税額が5,500円以下の人については、最初に徴収すべき月に全額徴収することになっています。

年の途中で特別徴収税額の変更があった場合には特別徴収税額の変更通知書を送付しますので、変更後の月割額により徴収してください。

3 納入方法と納入場所

●納入書を用いる場合

各月に徴収していただいた月割額を、翌月10日の納期限までに、P.3に掲げる窓口及び口座振替での納入が可能な金融機関へ納入してください。10日が土・日・祝日などの場合はその次の平日が納期限となります。

納入金額に変更がある場合はP.14～17の記載例を参照し、納入書の金額を訂正して納入してください。年の途中で納入金額が変更になった場合でも納入書は送付しておりませんのでご了承ください。

※誤って別の月の納入書で納入された場合や、異なった税額を納入された場合は 納税課 電話(084)928-1029 までご連絡ください。

●口座振替を利用する場合

毎月の納期限に、特別徴収税額の月割額をご指定の口座からの引き落としにより納入していただきます。

ご利用は、次に掲げる金融機関のうち、振替を希望する口座のある金融機関の窓口でお申し込みください。毎月25日までにお申し込みいただいたものについて、翌々月以降に到来する納期限から引き落としを開始します。

なお、市外の店舗をご利用の場合や、その他の口座振替についてのご不明な点については **納税課 電話 (084) 928-1029** までお問い合わせください。

また、口座振替をご利用の場合でも、納入書不要の希望がある場合を除き納入書を送付していますので、退職所得分を納入する場合や、残高不足などで口座振替にならなかった場合は、納入書を使用して納入してください。

●「福山市税口座振替納付済通知書」の廃止

省資源化の推進及び経費節減の観点から、「福山市税口座振替納付済通知書」について、2025年度（令和7年度）課税分から送付を廃止しました。口座振替の結果については、振替日以降に預貯金通帳への記帳等によりご確認ください。

●窓口及び口座振替での納入が可能な金融機関（次の金融機関の全国店舗）

広島銀行	中国銀行	山陰合同銀行	山口銀行	百十四銀行	伊予銀行	西日本シティ銀行
トマト銀行	もみじ銀行	香川銀行	愛媛銀行	広島信用金庫	しまなみ信用金庫	笠岡信用組合
広島県信用組合	信用組合広島商銀	両備信用組合	備後信用組合	中国労働金庫	福山市農業協同組合	
広島県信用漁業協同組合連合会		ゆうちょ銀行	郵便局			

●口座振替のみ納入可能な金融機関（次の金融機関の全国店舗） ※窓口での納入は不可

みずほ銀行 三菱 UFJ 銀行

金融機関の名称は2026年（令和8年）4月1日現在のものです。その後変更がある場合は読み替えてください。

ゆうちょ銀行又は郵便局をご利用の場合

中国5県外のゆうちょ銀行又は郵便局で納入書を用いる場合は、初回納入時にご利用の窓口にてP.19の「指定通知書」を提出してください。なお、ゆうちょ銀行又は郵便局をご利用の場合、他の金融機関に比べ、市への納入に日数がかかるため、督促状が發送されることがありますのでご了承ください。

納期限までに納入されなかった場合

特別徴収した税額を納期限までに納入されなかった場合は、法律に基づいて計算した延滞金を納めていただかなければなりません。詳しくは福山市のホームページから **担当部署で探す>納税課>延滞金の計算方法** をご覧ください。

4 従業員に異動（退職、転勤や他社等への転職、休職等）があった場合

従業員が退職や休職などの異動で給与の支払いを受けなくなったときや、転勤、他社への転職などで事業主が変更になったときは、翌月以降の月割額を徴収する義務がなくなりますので、P.24～25の給与所得者異動届出書を提出してください。（特別徴収税額0円の方も提出が必要です。）記入の方法についてはP.11～13を参照してください。提出が遅れますと、事業主の滞納となったり、従業員が一度に多額の税額を納めなければならないこととなりますので、異動があった月の翌月10日までに提出をお願いします。

【ご注意とお願い】

翌年1月1日から4月30日までの退職等の場合（一括徴収）

翌年1月1日から4月30日までの退職等の場合（死亡の場合を除く）には、従業員からの申出がなくても、退職月以降の未徴収税額を退職時の給与又は退職金から一括して徴収していただかなければなりません（一括徴収）。（地方税法第321条の5第2項）

12月31日までの退職等の場合でも、従業員に確認していただき、申出があれば一括徴収してください。

一括徴収の場合の異動届出書の記入についてはP.12を参照してください。

外国人従業員等が出国（帰国等）される場合

● 6月から12月の間に退職し、出国（帰国等）される場合

今年度（5月分まで）の未徴収税額は、出国（帰国等）される従業員にご説明のうえ、可能な限り最後の給与から一括徴収していただき、納税しないまま出国されることのないようご協力をお願いします。

この期間に出国する場合、翌年度の市・県民税・森林環境税は課税されません。

● 1月から5月の間に退職し、出国（帰国等）される場合

今年度（5月分まで）の未徴収税額は必ず最後の給与から一括徴収してください。

また、この期間に出国される場合は翌年度の市・県民税・森林環境税も課税されますので、これについても納税の義務を果たしていただくよう、**納税管理人***1の申請又は**予納***2の申出のご協力をお願いします。提出書類や必要事項につきましては、市民税課にお問い合わせください。

*1 納税管理人…出国等の理由により、納税義務者に代わって納税通知書等の受領や納付などをする人

*2 予納 …次年度の納税通知書が送付される前に次年度の税額を納付する制度

口座振替をご利用の場合

従業員に退職などの異動等があった場合、異動届出書をご提出いただく時期により振替額の変更が間に合わない場合があります。その場合、次のいずれかの方法で調整させていただくこととなりますのでご了承ください。

- 退職などで減額の場合 … 納めすぎとなった税額を還付
- 一括徴収などで増額の場合 … 翌月で調整

個人事業主の方が異動届出書を提出する場合

個人事業主の場合は、異動届出書をご提出いただく際、個人事業主の個人番号及び本人確認できる書類が必要となります。

個人番号カードの場合は1枚で番号確認及び本人確認ができます。通知カードやマイナンバー記載の住民票の写しの場合は運転免許証やパスポートなどの写真付き証明書が必要です。いずれの場合も提示または写しを添付してください。

5 就職や復職等により普通徴収から特別徴収へ切り替える場合

年の途中で就職や復職等があった場合でも、普通徴収の第1期から第4期（場合により随時期）のうち納期限未到来で未納付の期があれば特別徴収への切り替えが可能ですので、P.23の特別徴収切替依頼書を提出していただくか、電話にて市民税課までご連絡ください。

普通徴収の納期限

【第1期】6月30日 【第2期】8月31日 【第3期】10月31日 【第4期】翌年1月31日

※土・日・祝日などの場合はその次の平日

上記の納期限を過ぎた期は、未納付であっても特別徴収への切替えができませんのでご注意ください。

納付をお忘れの場合は個人での納付をお願いしてください。

6 事業主の名称や所在地などに変更があった場合

事業主の名前又は名称、所在地等に変更があったときはP.22の特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書を提出してください。

合併により解散や設立をした場合

合併により旧社名の法人が登記上解散された場合や、対等合併により新会社を設立された場合には、変更届出書と一緒に従業員全員分の給与所得者異動届出書（P.24～25）も併せて提出してください。

7 納期の特例

給与の支払いを受ける従業員が常時10人未満である事業主は、申請書の提出により承認を受けた場合、毎月の納入を年2回の納入とすることができます。（6月から11月までの徴収税額を12月10日まで、12月から翌年5月までの徴収税額を翌年6月10日までに納入。）

特例の適用を希望される場合は、P.20の納期の特例に関する申請書を提出してください。

「福山市電子申請システム」により、オンラインでの申請も可能です。

※すでに特例適用の承認を受けている場合は、再度申請の必要はありません。

8 2026年度（令和8年度）からの変更点について

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づき、福山市から通知する特別徴収税額通知の様式、通知内容が変更になります。主な変更点は次のとおりです。

・文字の字形（デザイン）について

文字についても、デジタル庁で作成した統一文字規格である「行政事務標準文字」を導入することが原則とされています。これにより通知に記載されている文字の字形（デザイン）が、一部これまでのものと変わることがあります。（詳細については福山市ホームページ（税制課）をご覧ください。）

・口座振替の記載について

口座振替で納入されている事業主について、通知の備考欄へその旨の記載がなくなります。口座振替は継続されますので、再度、依頼していただく必要はありません。

・特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の名前、住所の記載について

従業員の名前、住所が賦課期日（1月1日）時点のものになります。1月2日以降に変更されたものは反映されません。

・普通徴収に変更になった方の通知（特別徴収義務者用・納税義務者用）について

退職等で普通徴収に変更の手続きが完了している方について、事業主宛てに特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）を送付することがあります。各従業員に送付していただく必要はありませんので、お手数ですが破棄してください。

・特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の受取方法を「電子」にしている場合

特別徴収税額の決定・変更通知（特別徴収義務者用）の受取方法を「電子」にしている場合でも、事業主の宛名を印字した特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）を送付することになりました。税額等詳細については、電子データをご確認ください。

・普通徴収税額通知の変更点について

年度途中で普通徴収から特別徴収に変更になった場合、各従業員宛てに普通徴収税額通知書を送付することになりました。

退職所得に対する市民税・県民税の特別徴収及び納入について

退職所得（退職手当等）に対する市民税・県民税については、所得税と同様に他の所得と区別して、退職手当等の支払いの際に差引いて納入（特別徴収）していただくことになっています。

1 納税義務者

退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在において、福山市内に居住している人

2 課税されない人

退職手当等の収入金額が退職所得控除より少ない人、又は死亡により支払われる退職手当等（国税では相続税の対象になります。）や、退職した日の属する年の1月1日現在において生活保護を受けている人

3 退職所得控除の計算

次の表により計算してください。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円 × 勤続年数 ※80万円に満たないときは80万円
20年を超える場合	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

- 勤続年数に1年未満の端数があるときは1年とします。

(例) 勤続年数 18年1日 → 19年

- 在職中に障がい者に該当することとなったことにより退職した場合には、上記により計算した控除額に100万円が加算されます。

4 退職所得の算出

退職所得の金額は原則次のように計算します。(千円未満切捨て)

$$\text{退職所得の金額} = (\text{退職手当等の金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

ただし勤続5年以下で、次に該当する場合は計算が異なります。(千円未満切捨て)

(1) 役員等に支払われる退職手当等

$$\text{退職所得の金額} = \text{退職手当等の金額} - \text{退職所得控除額}$$

(2) 役員等以外で、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円を超える場合

$$\text{退職所得の金額} = 150 \text{万円} + \{ \text{退職手当等の金額} - (300 \text{万円} + \text{退職所得控除額}) \}$$

5 税額の計算

退職所得に係る市民税・県民税の税額は、退職所得の金額に税率(市民税6%、県民税4%)を掛けて計算します。

退職所得の金額	×	税率		=	特別徴収すべき税額	
		市民税 6%	県民税 4%		市民税額	県民税額

- 退職所得の金額に千円未満の端数がある場合は、千円未満の金額を切り捨てます。
- 特別徴収すべき税額(市民税額、県民税額)に百円未満の端数がある場合は、それぞれ百円未満の端数を切り捨てます。

6 納入の手続き

退職手当等が支払われる際、所得税と同様に市民税・県民税を徴収し、徴収した翌月の10日までに給与分特別徴収税額とあわせて納入してください。

なお、納入書の作成に当たっては、必ず「退職所得分」金額欄に納入金額を記載していただくほか、事業主が法人の場合は裏面の納入申告書に所要事項を記載してください。個人事業主の場合は納入書の表面のみ記載していただき、裏面の納入申告書は使用せず、P.18の納入申告書(個人事業主用)に所要事項を記載して市民税課へ提出してください。

個人事業主の方が納入申告書を提出する場合

個人事業主の場合は、納入申告書をご提出いただく際、個人事業主の個人番号及び本人確認できる書類が必要となります。

個人番号カードの場合は1枚で番号確認及び本人確認ができます。通知カードやマイナンバー記載の住民票の写しの場合は運転免許証やパスポートなどの写真付き証明書が必要です。いずれの場合も提示または写しを添付してください。

7 退職所得の特別徴収票

令和7年度税制改正により、令和8年1月1日以後に支払われる退職手当等については、役員・従業員を問わず、すべての受給者について「退職所得の特別徴収票」を市町村へ提出することとされましたが、令和8年度税制改正により、eLTAXによる簡便な提出方法が整備されるまでの間、市町村への提出が省略可能となりました（法人の役員分を含む）。

(特別徴収切替依頼書の記載例) 就職等で個人納付から給与引きに切り替える場合

就職や復職などで普通徴収から特別徴収に切り替える場合は、P.23の特別徴収切替依頼書を提出していただくか、電話にてご連絡ください。

なお、普通徴収で納期限を過ぎた期は、未納付であっても、特別徴収への切替えができませんのでご注意ください。

切替依頼書は、特別徴収へ切り替える期の納期限日までに**市民税課**必着で提出または郵送してください。間に合わない場合は電話にてご連絡ください。

普通徴収の第1期から第4期（場合により随時期）のうち、納期限が未到来で未納付の期に○をしてください。

【普通徴収の納期限】

第1期 6/30、第2期 8/31、第3期 10/31、第4期 翌年1/31
(土・日・祝日などのときは翌営業日)

特別徴収切替依頼書

(提出先) 福山市長宛		(住所) 〒720-8501 福山市東桜町3番5号	特別徴収義務者 指定番号	600225000									
2026年9月30日 提出	(特別徴収支払義務者)	フリガナ	フクヤマ										
		名前又は名称	(株) 福山										
		法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1
		担連絡者先	所属	給与係									
			名前	福山 一郎									
			電話番号	921-2111 内線(2180)									

給 与 所 得 者	フリガナ	フクヤマ タロウ		<input checked="" type="checkbox"/> 今年度分の普通徴収を特別徴収に変更する 普通徴収 第(1・2・ 3 ・4・随時)期分以降を 10 月分(翌月10日納期限)から特別徴収に切り替えます。
	名前	福山 太郎		
	生年月日	1970年4月4日		※納期限を過ぎたものは特別徴収へ切替できません ※普通徴収の税額が変更になった場合、ご本人様宛にも税額通知を送付します
	現住所	福山市東桜町20-20		<input type="checkbox"/> 次年度分から特別徴収する ※原則、翌月中旬頃の通知発送となります。税額の連絡が必要な場合は、備考欄へ記入してください。
	課税年度の1月1日	福山市	同上	今年度分は個人で納付し、次の年度から特別徴収へ切り替える場合はこちらに <input checked="" type="checkbox"/> してください。 ※次年度の特別徴収は6月(7/10納期限)からになります。
	現在の住所	ゼロイチニサンヨン		
フリガナ	ゼロイチニサンヨン			
受給者番号	01234			

【注意事項】

※普通徴収の納期限までに提出してください。

※今年度4月2日時点で65歳以上の方で、公的年金等の所得に係る税額を切替えることはできません。

※口座振替をご利用の場合、毎月末までのご提出(市民税課着)で、その翌月分(翌々月の10日)から特別徴収への切替が可能です。

※eTAXを経由した特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子データ受取を希望されている事業受給者番号が必須となります。受給者番号に設定できない文字等の詳細は、eTAX地方税ポータルシステムサイトをご確認ください。

【提出先】 〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号 福山市役所市民税課 電話：084-928-1021

この様式は福山市役所のホームページ(担当部署：市民税課)からダウンロードできます。

納付書添付 有・無

（給与所得者異動届出書の記載例①）退職等で普通徴収へ切り替える場合

退職日等が1月1日から4月30日までの場合は、次ページ「給与所得者異動届出書の記載例②」を参考に、可能な限り、残りの税額を一括徴収してください。

一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

		※福山市 記入欄									
		所在地 〒 720-8501 福山市東桜町3番5号		特別徴収義務者指定番号 600225000		年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		宛名番号 33			
福山市長宛 2026年10月5日提出		フリガナ フクヤマ		所属 給与係		担連当務者先 福山 一郎		電話 921-2111 内線()			
名前又は名称 (株) 福山		個人番号又は法人番号 1234567890123		異動 年月日 2026年 1月 9日		異動の事由 1. 退職(A) 2. 退職・長欠(B) 3. 死亡(C) 4. 合併・解散(D) 5. 少額納付(E) 6. 合算理由(F) 7. その他(G) 8. 乙欄該当(D)		異動後の未徴収税額の徴収方法 3. 普通徴収(本人納付)			
フリガナ フクヤマ タロウ		(ア) 特別徴収税額(年税額) 120,000 円		(イ) 徴収済税額 40,000 円		(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 80,000 円		異動後の住所 福山市東桜町20-20		異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付) それぞれ下記の1~3に記入してください。	
名前 福山 太郎		生年月日 1970年4月4日		6月 9月 10月 5月		2026年 1月 9日 30日		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)			
個人番号 987654321012		受給者番号		12月 1月		9月 30日		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)			
1月1日現在の住所 福山市東桜町20-20		異動後の住所		6月 9月 10月 5月		2026年 1月 9日 30日		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)			
1. 特別徴収継続の場合		特別徴収義務者指定番号 (新規) 法人番号		徴収済の月とその税額の合計を記入してください。		残りの月とその税額の合計を記入してください。		該当する事由の番号を記入してください。 ※記入がない場合は普通徴収に切り替えられないことがあります。			
新しい勤務先		所在地		フリガナ		名前又は名称		納入書の要否(新規の場合のみ記載) 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要			
2. 一括徴収の場合		理由 1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定月日 月 日		徴収予定額(上記(ウ)と同額) 円		左記の一括徴収した税額は、 月分(月 日納入期限分)で 納入します。			
3. 普通徴収の場合		理由 1. 異動が2026年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため		*市町村記入欄		指定替・一括徴収・特普(第 期より) 口座有 無		過年度 現年度 新年度 オンライン 照合 オンライン 照合 オンライン 照合			

※退職者についても、給与支払報告書は毎年1月末日の提出期限までに必ずご提出ください。

【提出先】 この様式は福山

普通徴収にする理由（一括徴収としない理由）として該当する番号を記入してください。

市民税課 電話：084-928-1021

(給与所得者異動届出書の記載例②) 退職時等に未徴収税額を一度に差引く場合

(例) 12月分の納入時に一括徴収した税額(12月～5月分)を納入する場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書		※福山市 記入欄											
		年度	1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度						
福山市長宛 2026年11月20日提出 (特別徴収者 給与支払者)	所在地	〒720-8501 福山市東桜町3番5号											
	フリガナ	フクヤマ											
	名前又は名称	(株) 福山											
	個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
特別徴収義務者 指定番号	600225000												
宛番号	33												
所属	給与係												
担連 当務者 先	福山 一郎 921-2111 内線()												
フリガナ	フクヤマ タロウ												
名前	福山 太郎												
生年月日	1970年4月4日												
個人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	1	2	
受給者番号													
1月1日 現在の住所	福山市東桜町20-20												
異動後の 住所													
(ア) 特別徴収税額 (年税額)	120,000 円												
(イ) 徴収済税額	6 月から 11 月まで 60,000 円												
(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	12 月から 5 月まで 60,000 円												
異動 年月日	2026年 1 月 11 日 20 日												
異動の事由	1. 退職 (A) 勤怠 2. 退職・長 3. 欠 4. 死 5. 支払 6. 少額 7. 合併・解 8. 散 9. の 10. 他 11. 乙欄該当 (D)												
異動後の未徴収 税額の徴収方法	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付) それぞれ下記の1～3に 記入してください。												
1. 特別徴収継続の場合	特別徴収義務者 指定番号 (新規) 法人番号 所在地 フリガナ 名前又は名 一括徴収分を納入する月の前月までの合計額 【例】一括徴収分を12月分で納入する場合、 11月分までの税額												
2. 一括徴収の場合	1. 異動が2026年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 一括徴収する理由として該当する番号を記入してください。												
3. 普通徴収の場合	1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため												
徴収予定日	1月12日												
徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	60,000 円												
左記の一括徴収した税額は、	12 月分(1月2日納入期限分)で 納入します。												
指定替	一括徴収												
特普(第 期より)	口 座 有 無												
過年度	オンライン	照合	現年度	オンライン	照合	新年度	オンライン	照合					

一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

※退職者についても、給与支払報告書は毎年1月末日の提出期限までに必ずご提出ください。

【提出先】 〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号 福山市役所市民税課 電話：084-928-1021
この様式は福山市役所のホームページ(担当部署：市民税課)からダウンロードできます。

(納入書の記載例①) 納入金額が変更になった場合

納入金額に変更がない場合には、納入書への記入は必要ありません。納入書はそのままお使いください。

(例) 給与分の納入金額が 11,200 円から 10,000 円に変更になった場合の記載例

印字してある金額を 2 本線で抹消し、変更後の金額を記入してください。

広島県福山市 個人市民税 領収証書 ㊦			広島県福山市 個人市民税 納入書 ㊦			広島県福山市 個人市民税 納入済通知書 ㊦		
市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名
342076	01340-9-960096	福山市会計管理者	342076	01340-9-960096	福山市会計管理者	342076	01340-9-960096	福山市会計管理者
令和8年9月分	指定番号	納入金額(1)	令和8年9月分	指定番号	納入金額(1)	西暦	年	月
	600225000	10,000		600225000	10,000	2026	09	02
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。			納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。			納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		
納金	給与分 (一括徴収分を含む)	10000	納金	給与分 (一括徴収分を含む)	10000	納金	給与分 (一括徴収分を含む)	10000
退職所得分			退職所得分			退職所得分		
延滞金			延滞金			延滞金		
納期限	令和8年10月13日		納期限	令和8年10月13日		納期限	令和8年10月13日	
合計額		10000	合計額		10000	合計額		10000
(特別徴収義務者)	住所 720-8501 又は所在地 東桜町3番5号	領収日付印	(特別徴収義務者)	住所 720-8501 又は所在地 東桜町3番5号	領収日付印	(特別徴収義務者)	住所 720-8501 又は所在地 東桜町3番5号	領収日付印
名前 (株)福山		様	名前 (株)福山		様	名前 (株)福山		様

納入済通知書の納入金額欄に「¥」記号は記入しないでください。

変更後の金額を「給与分（一括徴収分を含む）」の欄と「合計額」の欄に記入してください。
 ※「¥」記号は使用しないでください。
 ※合計額は一度記入されずと修正できませんのでご注意ください。
 ※誤って記入してしまった場合は、予備の納入書をご使用ください。

(納入書の記載例②) 退職所得分の納入がある場合

事業主が法人等の場合は、納入書裏面の納入申告書にも記入してください。

個人事業主の場合は、裏面の納入申告書は使用せず、P.18の納入申告書を記入して福山市役所市民税課へ提出してください。

【納入書表】 (例) 退職者の一括徴収分(残りの税額 19,300 円)があるため、給与分の納入金額が 11,200 円から 30,500 円に

変更になり、さらに退職所得にかかる住民税の納入金額 325,000 円がある場合の記載例

印字してある金額を2本線で抹消し、下の合計額と同じ金額を記入してください。

広島県福山市 個人市民税 領収証書 ㊦			広島県福山市 個人市民税 納入書 ㊦			広島県福山市 個人市民税 納入済通知書 ㊦		
市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名
342076	01340-9-960096	福山市会計管理者	342076	01340-9-960096	福山市会計管理者	342076	01340-9-960096	福山市会計管理者
令和8年 9 月分	指定番号	納入金額(1)	令和8年 9 月分	指定番号	納入金額(1)	西暦	年 月 分	指定番号
	600225000	355,500		600225000	355,500	2026	10	00
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。			納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。			納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		
納入	給与分(一括徴収分を含む)	30500	納入	給与分(一括徴収分を含む)	30500	納入	給与分(一括徴収分を含む)	30500
退職所得分		325000	退職所得分		325000	退職所得分		325000
延滞金			延滞金			延滞金		
納期	2026年10月13日		納期	2026年10月13日		納期	2026年10月13日	
(2) 合計額		355500	(2) 合計額		355500	(2) 合計額		355500
(特別徴収義務者)	住所又は所在地 720-8501 東桜町3番5号	領収日付印	(特別徴収義務者)	住所又は所在地 720-8501 東桜町3番5号	領収日付印	(特別徴収義務者)	住所又は所在地 720-8501 東桜町3番5号	領収日付印
名前又は名称 (株) 福山		様	名前又は名称 (株) 福山		様	名前又は名称 (株) 福山		様
上記のとおり領収しました。(納入者保管)			上記のとおり納入します。(金融機関又は郵便局保管)			上記のとおり通知します。(受付店様→ 銀行 支店(取りまとめ店)様→(福山市保管)		

「給与分(一括徴収分を含む)」の欄と「退職所得分」の欄にそれぞれ金額を記入し、それらの合計を「合計額」の欄に記入してください。

※「¥」記号は使用しないでください。

※合計額は一度記入されますと修正できませんのでご注意ください。

※誤って記入してしまった場合は、予備の納入書をご使用ください。

(納入書の記載例②のつづき)

事業主が法人等の場合 【納入書 裏】

退職所得分		市民税 県民税	納入申告書	
福山市長宛		年 月 日 提出		
		2026年 9月分	人員	1人
退職手当等支払金額	十億千百十萬千百十円	25000000		
特別徴収税額	市民税		1950000	
	県民税		1300000	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。				
(特別徴収義務者)			(受付印)	
住所又は所在地 福山市東桜町3番5号				
名前又は名称 (株) 福山				
法人番号	1234567890123			

法人番号を記入してください。

事業主が個人事業主の場合 【納入申告書 P.18】

退職所得分		市民税 県民税	納入申告書	
福山市長宛		年 月 日 提出		
		2026年 9月分	人員	1人
退職手当等支払金額	十億千百十萬千百十円	25000000		
特別徴収税額	市民税		1950000	
	県民税		1300000	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。				
(特別徴収義務者)			(受付印)	
住所又は所在地 福山市松永町405-1				
名前又は名称 福山次郎 福山塗装				
個人番号	098765432109			
指定番号	602046135			

個人番号と指定番号を記入してください。

(納入書の記載例③)

予備の納入書で納入する場合

納入済通知書については、納入する年は必ず西暦で記入してください。

納入する年、月分を記入してください。

広島県福山市 個人市民税 領収証書 ㊦			広島県福山市 個人市民税 納入書 ㊦			広島県福山市 個人市民税 納入済通知書 ㊦		
市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名
342076	01340-9-960096	福山市会計管理者	342076	01340-9-960096	福山市会計管理者	342076	01340-9-960096	福山市会計管理者
指定番号	納入金額(1)		指定番号	納入金額(1)		西暦	年	月
600225000	11,200 円		600225000	11,200 円		2026	9	0
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	納入	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	納入	342076	給与分(一括徴収分を含む)	納入
	11200			11200		納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	11200	
納期限	合計額		納期限	合計額		納期限	合計額	
	11200			11200		取らまとの店 広島貯金事務センター (〒730-8794)	11200	
(特別徴収義務者) 住所 720-8501 又は 所在地 東桜町3番5号 名前 (株)福山	領収日付印		(特別徴収義務者) 住所 720-8501 又は 所在地 東桜町3番5号 名前 (株)福山	領収日付印		(特別徴収義務者) 住所 720-8501 又は 所在地 東桜町3番5号 名前 (株)福山	領収日付印	

納入済通知書の納入金額欄に「¥」記号は記入しないでください。

納入する金額を「納入金額(1)」、「給与分(一括徴収分を含む)」、「合計額」の欄にそれぞれ記入してください。

※「¥」記号は使用しないでください。

※合計額は一度記入されますと修正できませんのでご注意ください。

退職所得分 市民税 県民税 納入申告書（個人事業主用） の提出について

特別徴収義務者が個人事業主である場合、納入申告書の作成にあたっては、納入書裏面の納入申告書は使用せず、右の「退職所得分 市民税 県民税 納入申告書」に所要事項を記載のうえ福山市役所市民税課へ提出してください。

申告書提出の際には、個人事業主の個人番号確認及び本人確認できる書類が必要になります。



退職所得分 市民税 県民税 納入申告書 （個人事業主用）

退職所得分 市民税 県民税 納入申告書																			
福山市長宛										年 月 日 提出									
										年 月分		人員	人						
退職手当等支払金額										十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別徴 収税額	市民税																		
	県民税																		
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。																			
(特別徴収義務者)										(受付印)									
住所 又は 所在地 名前 又は 名称																			
個人番号																			
指定番号																			

このページをコピーして使用していただけます。

ゆうちょ銀行・ 郵便局の指定について

福山市の特別徴収税額の納入に、中国5県外のゆうちょ銀行または郵便局を御利用の場合は、右の「指定通知書」に支店名等を記入し、初回納入時に、御利用のゆうちょ銀行、郵便局の窓口に提出してください。

なお、前年度に利用したゆうちょ銀行、郵便局は、本年度も引き続き利用できますので提出の必要はありません。

指定通知書提出先（控）

この様式は福山市役所のホームページ
(担当部署：市民税課) からダウンロードできます。

年 月 日

ゆうちょ銀行_____店長 様

_____郵便局長 様

福 山 市 長

指 定 通 知 書

貴店又は局を地方税法第321条の5第4項の規定により、当市の給与所得等に係る市民税、県民税及び森林環境税特別徴収税額の納入取扱店又は局に指定しましたので通知します。

1 認 可 番 号	郵 1 業 第 9 2 1 号
2 口 座 番 号	0 1 3 4 0 - 9 - 9 6 0 0 9 6
3 加 入 者 名	福 山 市 会 計 管 理 者
4 取 り ま と め 店	ゆう ちょ 銀 行 広 島 貯 金 事 務 セ ン タ ー

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

福山市長宛	(特別徴収義務者)申請者	所在地	特別徴収義務者 指定番号				
			法人番号				
年 月 日 提出		名前 又は名称	担当者 連絡先		所属		
					名前		
					電話	内線 ()	
特別徴収税額の納入に係る納期の特例の承認について、地方税法施行令第48条の9の10の規定により申請します。							
① 納期特例の開始を希望する年月	年 月以降の給与から差し引く税額						
② 申請の日前6カ月間の各月の給与の支払いを受ける者の人数及び給与の支払い金額 臨時に雇用者がある場合は、()内にその人数及び給与の支払金額を記入	年 月	()人	()円	年 月	()人	()円	
	年 月	()人	()円	年 月	()人	()円	
	年 月	()人	()円	年 月	()人	()円	
③ 現に滞納している徴収金がある場合で、それがやむを得ない理由による場合は、その理由							
④ この申請書を提出する1年以内に、納期の特例の取消しを受けたことの有無	有 ・ 無						

「福山市電子申請システム」により、オンラインでの申請も可能です。
 ※すでに特例適用の承認を受けている場合、再度申請の必要はありません。

【提出先】 〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号 福山市役所市民税課 電話：084-928-1021
 この様式は福山市役所のホームページ(担当部署:市民税課)からダウンロードできます。

特別徴収の納期の特例制度について

- 1 この特例の適用は、給与の支払いを受ける人が常時10人未満である事業主に限ります。
ただし、多忙な時期等において臨時に雇用した人がいる場合には、その人数は除きます。
- 2 この特例の承認を受けた場合、納期限をつぎのとおりとすることができます。
6月分から11月分までの徴収分 …… 12月10日
12月分から翌年5月分までの徴収分 …… 翌年6月10日
※10日が土・日・祝日などの場合はその次の平日
各期間の途中で承認を受けた場合、承認された月分から期間の最終月分までに徴収した税額の納期限は、上記の各納期限までとなります。
- 3 承認を受けた後に給与の支払いを受ける人が常時10人以上となった場合には、速やかに市民税課までご連絡ください。
- 4 市税等、市の徴収金に滞納がある事業主は、承認を受けられないことがあります。
承認を受けても滞納があった場合、承認を取り消すことがあります。

※個人事業主については、法人番号欄は記入不要です。福山市の指定番号のみ記入してください。

特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書

福山市長宛 年 月 日 提出	〔特別徴収義務者〕 給与支払者	所在地	〒 ー	特別徴収義務者 指定番号						
		名 前 又は名称		法人番号						
				担当者 連絡先	所属					
					名前					
					電話	内線 ()				

変更年月日	年 月 日	書類の送付先を変更後の事業所所在地以外に指定される場合のみ記載してください。								
変更理由（該当するものに○をしてください。） 1. 所在地変更 2. 名称変更 3. 合併（会社名 () と合併した。 ア. 旧社名の法人は登記上存続し社名変更。 イ. 旧社名の法人は登記上解散し合併された。※ ウ. 対等合併により新会社設立。※ 4. 経理事務の一本化※ 5. その他 ()		書類送付先	フリガナ							
			住 所	〒 ー						
			フリガナ							
			名 前 又は名称							
			電 話	() ー						

※上記変更理由3.合併のイ、ウと4.経理事務の一本化に該当される場合は「給与所得者異動届出書」もあわせてご提出ください。

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所在地	〒 ー	〒 ー
フリガナ		
方 書		
フリガナ		
名 前 又は名称		
電 話	() ー	() ー
備 考		

◎お願い 所在地・方書・名前又は名称には誤読をさけるために必ずフリガナを記入してください。

【提出先】 〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号 福山市役所市民税課 電話：084-928-1021
 この様式は福山市役所のホームページ(担当部署:市民税課)からダウンロードできます。

特別徴収切替依頼書

福山市
記入欄

(提出先) 福山市長宛 年 月 日 提出	(特別 徴収 支払 義務 者)	住所 (所在地)	〒				特別徴収義務者 指定番号											
		フリガナ					担 連 当 絡 者 先	所 属										
		名前又は 名称						名 前										
		法人番号						電 話 番 号	内線 ()									

給 与 所 得 者	フリガナ															
	名 前															
	生年月日	年	月	日												
	現住所															
	課税年度の 1月1日	福山市														
	現在の住所 フリガナ															
受給者番号																

今年度分の普通徴収を特別徴収に変更する

普通徴収 第(1・2・3・4・随時) 期分以降を
 月分(翌月10日納期限)から特別徴収に切り替えます。

※納期限を過ぎたものは特別徴収へ切替できません
 ※普通徴収の税額が変更になった場合、ご本人様宛にも税額通知を送付します

次年度分から特別徴収する

※ 原則、翌月中旬頃の通知発送となります。税額の連絡が必要な場合は、備考欄へ記入してください。

備 考

【注意事項】
 ※普通徴収の納期限までに提出してください。
 ※今年度4月2日時点で65歳以上の方で、公的年金等の所得に係る税額を切替えることはできません。
 ※口座振替をご利用の場合、毎月末までのご提出(市民税課着)で、その翌月分(翌々月の10日引落し)から特別徴収への切替が可能です。
 ※eLTAXを経由した特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子データ受取を希望されている事業所は、受給者番号が必須となります。受給者番号に設定できない文字等の詳細は、eLTAX地方税ポータルシステムサイトをご確認ください。

福 記 山 入 市 欄	電子データ(納)	〔 (有・無) 〕	
	口座情報	特徴事業所	(有・無)
		納税義務者	(有・無)
	年金特徴	年金収入の確認	(有・無)
4/1時点で65歳		(有・無)	

月分	円	オンライン	照合
月分以降	円		
連絡日 /	担当:		

【提出先】 〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号 福山市役所市民税課 電話: 084-928-1021
 この様式は福山市役所のホームページ(担当部署: 市民税課)からダウンロードできます。

納付書添付	有 ・ 無
-------	-------

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※福山市 記入欄

年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

福山市長宛 年 月 日提出	給与支払者 〔特別徴収者〕	所在地					特別徴収義務者 指定番号					
		フリガナ					宛名番号					
		名前又は名称					担連 当絡 者先	所属				
		個人番号 又は法人番号						名前				
						電話	内線 ()					

給与所得者	フリガナ					(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	名前										
	生年月日	年 月 日									
	個人番号										
	受給者番号										
	1月1日現在の住所										
異動後の住所											

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	〔新規〕				法人番号					新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分 (月 日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	所在地					担当者連絡先	所属					
	フリガナ						名前					
	名前又は名称					電話	内線 ()					

受給者番号 _____

納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 右から番号を記入	1. 異動が _____ 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定日	_____ 月 _____ 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	_____ 円	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分 (月 日納入期限分) で 納入します。
		2. 異動が _____ 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため					

3. 普通徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 右から番号を記入	1. 異動が _____ 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市町村記入欄	指定替 ・ 一括徴収 ・ 特普(第 _____ 期より) 口座 有 ・ 無
		2. _____ 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		
		3. 死亡による退職であるため		

過年度		現年度		新年度	
オンライン	照合	オンライン	照合	オンライン	照合

一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

※退職者についても、給与支払報告書は毎年1月末日の提出期限までに必ずご提出ください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

福山市長宛 年 月 日提出	給与支払者 特別徴収者	所在地						特別徴収義務者 指定番号						
		フリガナ						宛名番号						
		名前又は名称						担連 当絡 者先	所属					
		個人番号 又は法人番号							名前					
							電話	内線 ()						

給与所得者	フリガナ						(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	名前											
	生年月日	年 月 日										
	個人番号											
	受給者番号											
	1月1日現在の住所											
異動後の住所												
						円	円	円	年 月 日	1. 退職 (A) 2. 退職・長 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 (B) 6. 合併・解 7. 合そ 事由・理由 <input type="checkbox"/> 乙欄該当 (D)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付) それぞれ下記の1~3に 記入してください。	

※退職者についても、給与支払報告書は毎年1月末日の提出期限までに必ずご提出ください。

一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号						新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分 (月 日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。				
	所在地										
	フリガナ										
	名前又は名称										
						受給者番号					
						納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要				

2. 一括徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定日	月 日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	円		左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分 (月 日納入期限分) で 納入します。

3. 普通徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄	指定替 ・ 一括徴収 ・ 特普(第 _____ 期より)					
			口座 有 ・ 無					
			過年度		現年度		新年度	
オンライン		照合		オンライン		照合		

【提出先】 〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号 福山市役所市民税課 電話：084-928-1021

このページをコピーしてご使用いただけます。
この様式は福山市役所のホームページ(担当部署:市民税課)からダウンロードできます。

eLTAX を利用して **簡単** **便利** に!

エルタックス

eLTAXとは、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

無料で利用
できます

全国の地方公共団体
への申告がまとめて
一度にできます

自宅やオフィスから
地方税の申告や納付
ができます

専用の無償ソフトや市販の
税務・会計ソフトで申告書が
簡単に作成できます

エルタックス

▶ eLTAXで利用可能な手続き

電子申告

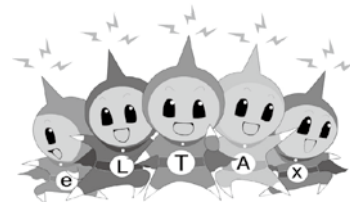
個人市(県)民税・森林環境税（給与支払報告書、特別徴収に係る給与所得者異動届出書など）
法人市民税、事業所税、固定資産税（償却資産）

電子申請・届出

特別徴収義務者の所在地、名称変更届出書
法人設立、設置届出書など

電子納税

個人市(県)民税・森林環境税（特別徴収分）
法人市民税、事業所税



エルタックス

詳しくはeLTAXのホームページをご覧ください。

エルタックス

検索

税務署からのお知らせ

e-Taxを使った **キャッシュレス納付**
はじめの一步を体験しよう!



「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」では、実際の画面(e-Tax)を使って、一連の流れを体験できます。
※ 体験コーナーから、実際にe-Taxによる送信や納付が行われることはありません。

体験できること

- 徴収高計算書の作成
- ダイレクト納付(自動ダイレクトを含む。)
- インターネットバンキングによる納付

「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」で検索



スマホでもできるよ!

リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。